

第56回香川県新型コロナウイルス対策本部会議
第11回香川県経済・雇用対策本部会議
次 第

日 時：令和3年5月28日（金）14時30分～
場 所：県庁12階大会議室

議 題

1. 本県の現状について
2. 本県における今後の対応について
3. 飲食店への営業時間短縮の再延長要請及び香川県営業時間短縮協力金について
4. かがわ安心飲食店認証制度（案）及び認証取得補助金（案）について
5. 医療提供体制の整備について
6. 新型コロナウイルス感染症による県内経済等の状況について
7. その他

香川県の現状

【5/9～緊急事態対策期】

直近1週間の 累積新規感染者数	先週1週間の 累積新規感染者数
82人	158人

5月 累積新規感染者数 (5月27日現在)	4月 累積新規感染者数
701人	432人

指 標	5月27日現在
① 直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 8.6人 <直近1週間(5/21～5/27) 82人 >
② 感染経路不明者数の割合	30.5% <①の 82人 のうち感染経路不明は 25人 >
③ 直近1週間と先週1週間の比較	0.5 <先週1週間 5/14～5/20) 158人 >
④医療のひっ迫具合 (入院医療：確保病床の使用率)	49.1% <入院患者 113人 / 病床230床>
〃 (入院医療：入院率)	70.6% <入院患者 113人 / 療養者数 160人 >
〃 (重症者用病床：確保病床の使用率)	7.1% <重症患者 2人 / 病床28床>
⑤ 療養者数 (対人口10万人)	10万人当たり 16.7人 < 160人 [入院 113人、宿泊療養等 47人] >
⑥ 直近1週間のPCR陽性率	2.1% <陽性 82人 / 検査数 3822人 >

(参考) 国分科会提言 (R3.4.15) における指標及び目安	
ステージⅢ	ステージⅣ
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 25人以上
50%以上	
—	
20%以上	50%以上
40%以下	25%以下
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 30人以上
5%以上	10%以上

5月に発生した感染の特徴について

5月累積新規感染者数：701人（5月1日～27日）

- 何らかの会食・外食歴のある者 201人（28.7%）
- 何らかの会食・外食歴がある者のうち飲食店を利用していた者 158人（22.5%）
- 会食・外食歴があり、飲食店を利用していた者からの二次感染の状況

（飲食店を利用していた158人の接触者・濃厚接触者として検査を受け感染が判明した者

99人
(14.1%)

- ①家族・親族：48人
- ②知人：32人
- ③職場：14人
- ④ビジネス：3人
- ⑤学校：2人

1 医療従事者向け優先接種

- 1) 対象者 約39,000人
- 2) 接種開始 3月8日
- 3) 接種場所 基本型 20施設 連携型 303施設 (4月30日現在)
- 4) 接種状況 約62,000回 (5月26日時点) ※接種率は79%
- 5) 配送状況 配送済み 78,780回分 (5月16日をもって全量配布完了)

2 高齢者向け優先接種

- 1) 対象者 約297,000人 (65歳以上人口 ※令和元年10月)
- 2) 接種開始 4月12日
- 3) 接種場所 集団接種 (特設会場)、個別接種 (医療機関)
- 4) 接種状況 約41,000回 (5月26日時点) ※接種率は6.9%
- 5) 配送状況 配送済み 249,600回分 (5月23日まで)
配送予定 286,650回分 (5月24日~6月20日)

※国は6月中に全高齢者の2回分を配分し、7月末までに接種を終える方針

※県内においては、全市町が7月末までに高齢者向け接種を完了する見込み
(医師等の医療従事者の確保が可能となった場合を含む)

6) 県の支援状況

- ・接種に当たる医療従事者の派遣について、香川大学医学部附属病院及び香川県歯科医師会など関係機関に依頼
- ・香川大学医学部附属病院から、研修医等の派遣のお申し出があり、小豆島町について、延べ34人の派遣で合意

知事から「感染拡大防止集中対策期」における県民の皆さまへのお願い ～『医療ひっ迫警戒警報』を発令、本県の医療提供体制を守るため感染防止対策の徹底を～

本県では、3月下旬から毎日連続で発生が続いている新規感染者の発生状況等に応じ、これまで対策期を6段階の最も高いレベルの「緊急事態対策期」まで順次引き上げ、県独自の「香川県コロナ非常事態宣言」を発令して、県民の皆さまには、日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛していただくことや、飲食時も含めてマスクをきちんと着用すること、感染対策が徹底されていない飲食店や施設等への利用を控えていただくことなど、感染防止対策の徹底にご協力をいただいております。

また、「大人数・長時間の飲食」、「マスクなしでの会話」といった場面が生じやすく感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、これまで第3次にわたって飲食店に対する営業時間の短縮の協力要請を行っているほか、人流を抑制し、人と人との接触機会を減らす観点から、集客施設に対して入場整理等の徹底など、感染リスクを引き下げる適切な対策をとっていただくよう働きかけるなど、事業者の皆さまにも多大なご協力をいただいているところであります。

改めまして、県民の皆さま、事業者の皆さまに様々なご負担をおかけしていることを深くお詫びいたしますとともに、これまでの対策にご理解、ご協力いただいておりますことに心から感謝申し上げます。

民間企業の調査結果によると、高松市内の主要駅周辺における5月の夜間の人出は、対策を強化する前の4月初旬に比べて3割程度減少しており、皆さま方のご協力を得て取り組んできた対策は、確実に感染リスクの低減につながっているとと言えますが、その一方で、感染・伝播性が高く従来株から置き換わった変異株が、我々の前にも大きく立ちはだかつており、各種対策による人流の減少が新規感染者数の減少につながるまで、長い期間を要してきております。

本県における直近の新規感染者数は、およそ10人前後のレベルとなり、直近1週間の累積数は90人程度で「感染拡大防止集中対策期」前の水準になるなど、いわゆる「感染急拡大」の状況からは脱してきておりますが、一方で、医療のひっ迫具合を示す確保病床の使用率は、依然として国のステージⅣの目安50%前後の水準にあり、本県の医療提供体制は厳しい状況が続いております。

各種の対策による感染抑制の効果と変異株による感染拡大の影響が拮抗する中、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の対象区域など、感染が拡大している又は高止まりしている他の都道府県からの影響も危惧されるところであり、今後の感染状況の予測が難しい局面にありますが、本県の医療提供体制を守るためには、医療のひっ迫具合を含めた感染状況を緊張感を持って注視しながら、感染拡大の防止に向けた必要な対策を継続して行っていかなければなりません。

こうした状況を踏まえて、現行の対策期後の6月1日（火）から20日（日）までの間は、「感染拡大防止集中対策期」に移行することとしますが、本県の医療提供体制を守るべく、県独自の『医療ひっ迫警戒警報』を発令し、必要な対策を行っていくことといたします。

具体的には、新規感染者のうち、飲食店を利用していた方等の割合が一定水準にあることも踏まえ、事業者の皆さま、利用者の皆さまには、大変心苦しく誠に申し訳ありませんが、飲食店に対する営業時間の短縮の協力要請について、6月1日（火）から現在の営業時間20時までを21時までに変更した上で、6月14日（月）まで期間を再度延長するよう要請し、再延長期間の全期間を通じて要請にご協力いただいた飲食店には、国からの通知に基づく協力金を第2次と同様、売上高等に応じて支払うことといたします。

また、感染拡大地域を含めた県外からの集客を抑制するため、集客施設には、ポイントデーなど、集客イベントの実施について慎重に検討することを働きかけるとともに、栗林公園やさぬきこどもの国など、県外からの集客が見込まれる又は観光・レジャー等に関係する県有施設等について、対策期間中の土曜日、日曜日を休館・休園、利用の自粛、開館時間を短縮するなどの対応をとることとしております。

こうした社会経済活動の制限のご協力を長期間にわたってお願いすることは、本来、望ましいことではないと考えており、今後も医療のひっ迫具合を含めた感染状況を注視しながら、対策の実施、継続等について、慎重に判断してまいるとともに、「飲食店に対する感染防止対策の認証制度」を早期に導入するなど、感染症に強い地域社会経済の構築に全力で取り組んでまいります。

本県の医療提供体制を守り、通常の医療に大きな影響が生じるようなことがないようにするためには、感染拡大の防止に向けて、県民の皆さまお一人お一人の行動が非常に大事となりますので、改めて、県民の皆さまにお願いいたします。

- ・ 不要不急の外出については、慎重に検討してください。
- ・ 21時以降の不要不急の外出は、引き続き自粛してください。
- ・ 混雑している場所や時間を避けて行動してください。
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は、自粛してください。
- ・ 他の都道府県との不要不急の往来については、慎重に検討し、人口10万人当たりの直近1週間の累積新規感染者数が15人以上の地域にあっては、特に慎重に検討してください。
- ・ マスクは飲食時もきちんと着用し、感染防止対策を徹底して行動してください。

私としましては、現在、各市町で進められているワクチン接種の円滑な実施等により所期の効果が得られ、一日も早く社会経済が回復するよう、国、各市町とも連携し、県民の皆さま、事業者の皆さまと一緒に全力で取り組んでまいります。どうか、引き続き、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、そして、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありませんので、引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようあわせてお願いいたします。

令和3年5月28日

香川県知事 浜田 恵造

感染拡大防止集中対策期における対策（6月1日以降）について

令和3年5月28日

○対策期間：6月1日（火）～6月20日（日）

（医療のひっ迫具合を示す確保病床の使用率がなお高く、引き続き警戒を要することから、上記対策期間において、『医療ひっ迫警戒警報』を発令）

1. 県民への協力要請等（法第24条第9項等）

（1）外出について

- 県内における不要不急の外出については、慎重に検討するよう協力要請
21時以降の不要不急の外出は、自粛するよう協力要請
混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力要請
 - 感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を自粛するよう協力要請
 - 他の都道府県との不要不急の往来については、慎重に検討するよう協力要請
 また、新規感染者数が15人以上/人口10万人/週の地域にあっては、特に慎重に検討するよう協力要請
 県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
 - 国の「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の対象区域である都道府県との不要不急の往来自粛を協力要請
 - 県外から本県へ来県される方に、お住まいの地域において地域外への移動についてどのような対応が求められているかを十分確認するよう協力依頼（法によらない協力依頼）
 - 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請
別添1（省略）：気をつけていただきたいこと
 - 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
 - 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請
別添2（省略）：業種別ガイドライン
 - 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
 - 施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」（注）を積極的に利用することを協力要請
別添3（省略）：かがわコロナお知らせシステム
- ※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

（2）新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請
別添4（省略）：「人の接触を8割減らす10のポイント」
 （令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
別添5（省略）：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」
 （令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請
別添6（省略）：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項）

- 飲食店への営業時間の短縮を協力要請（令和3年4月7日～4月20日、4月28日～5月11日、5月12日～5月31日、6月1日～6月14日）
- 特に、県外からの集客を抑制するため、集客施設において集客イベントの実施を慎重に検討するなどの対策をとるよう働きかけ（法によらない協力依頼）

(別紙：「集客施設への働きかけについて」)

- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請

別添2 (再掲)：業種別ガイドライン

別添7 (省略)：今後における適切な感染防止対策

別添8 (省略)：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」

- 適切な感染防止対策を講じた上で、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」(注)を積極的に導入・様式掲示するなど、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請

別添3 (再掲)：かがわコロナお知らせシステム

別添9 (省略)：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

- 在宅勤務(テレワーク)、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請
- 出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請
- 時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請
- 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請
 - ・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
 - ・症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用すること
 - ・手洗い・手指消毒を徹底すること
 - ・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること
 - ・食堂や詰め所等でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと
 - ・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること
- 介護施設等の設置者に対し、県及び高松市が当該施設従事者を対象に緊急に実施する一斉検査の受検に協力することを要請
- 高齢者のいる障害者施設等の設置者に対し、当該施設従事者を対象に実施する一斉検査の受検に協力することを要請

3. 催物(イベント等)の開催(法第24条第9項)

- 催物(イベント等)の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請
協力要請に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添10 (省略)：催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

別添11 (省略)：催物(イベント等)の開催にあたっての留意事項について

4. 県有施設等における対応

- 集客が見込まれる又は観光・レジャー等に関係する県有施設等は、対策期間中の土曜日及び日曜日について、原則、休館・休園又は利用自粛等の対応(別紙)。
開館する場合、適切な感染防止対策の一層の徹底を図る。
- 県内市町にも、同様の措置を講じていただくよう協力要請

5. 県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 無症状や軽症の新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養施設を充実する。
- 県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により、出勤抑制等の接触機会の低減に取り組む。

6. 国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応

(別紙(省略)：「国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応について」)

(注) LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」は現在、一時利用を停止しています。

令和3年5月28日

集客施設への働きかけについて

○対象期間：6月1日（火）～6月20日（日）（感染拡大防止集中対策期間）

○特措法に基づかない協力依頼の対象となる施設（例示）

種類	施設例	働きかけの内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館 等	<p>特に、県外からの集客を抑制するため、以下について働きかけするもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインを遵守徹底すること ・ポイントデーなど、集客イベントの実施を慎重に検討すること。
集会場等	集会場、展示場、貸会議室、多目的ホール 等	
ホテル等	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園 等	
運動施設及び遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニス場、バッティング練習場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、スポーツクラブ、パチンコ店、ゲームセンター 等	
遊興施設（※1）	カラオケボックス、個室付浴場業に係る公衆浴場 等	
物品販売業を営む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店、その他大規模施設内で物品販売業を営む店舗 等 （生活必需物資を除く）	
サービス業を営む店舗	スーパー銭湯、サウナ、その他大規模施設内でサービス業を営む店舗 等 （生活必需サービスを除く）	

（※1）遊興施設のうち、食品衛生法上の営業許可を取得している施設は、飲食店への営業時間短縮要請の対象。

県有施設等における対応

別紙②

(1) 休館・休園する施設（19施設）

施設名	現在の状況 (5月28日時点)	休館・休園日
栗林公園	休園	6月5日(土)・6日(日)・ 12日(土)・13日(日)・ 19日(土)・20日(日)
さぬきこどもの国	休館	
県立ミュージアム	休館	
東山魁夷せとうち美術館	休館	
瀬戸内海歴史民俗資料館	休館	
瀬戸大橋記念館・刻月亭	休館	
さぬき動物愛護センター(ドッグラン等)	休館	
香川県防災センター(体験コーナー等)	休館	
県民いこいの森野営場	休園	
大川山野営場	休園	
女木島野営場	休園	
香川県栗島海洋記念公園	休園	
観光情報センター(サンポート高松交流拠点施設)	休館	
JR高松駅構内「香川・高松ツーリストインフォメーション」	閉所	
香川用水記念公園	休園	
香川県園芸総合センター	休館	
さぬき空港公園(グラススキー場)	休園	
丸亀競技場(トレーニングマシンルーム)	休館	
総合水泳プール(トレーニングマシンルーム)	休館	

※上記の他、施設ごとに定休日等を設定している場合がありますので、詳しくは各施設のホームページ等をご確認ください。

(2) 利用自粛の看板を設置する施設（33施設）

施設名	現在の状況 (5月28日時点)	利用自粛要請日
公渚森林公園	利用自粛中	6月5日(土)・6日(日)・ 12日(土)・13日(日)・ 19日(土)・20日(日)
満濃池森林公園	利用自粛中	
ドングリランド	利用自粛中	
瀬戸大橋記念公園(瀬戸大橋記念館・刻月亭を除く)	利用自粛中	
坂出緩衝緑地(公園施設)	利用自粛中	
琴弾公園	利用自粛中	
琴林公園	利用自粛中	
琴平公園	利用自粛中	
桃陵公園	利用自粛中	
亀鶴公園	利用自粛中	
県管理ダム周辺公園【14か所】	利用自粛中	
高松港・詰田川緑地(グリーンパーク)	利用自粛中	
高松港・ハーバープロムナード(赤灯台付近の視聴覚遊具周辺)	利用自粛中	
豊浜港・一の宮緑地	利用自粛中	
仁尾港・江尻I地区緑地	利用自粛中	
池田港・港湾緑地	利用自粛中	
さぬき空港公園(公園施設)	利用自粛中	
香東川公園(公園施設)	利用自粛中	
土器川公園(公園施設)	利用自粛中	
五色台少年自然センター(トリムコース・芝生の広場)	利用自粛中	

(3) 開館・開園時間を短縮する施設 (3施設)

施設名	通常時の 開館・開園時間	時間短縮 内 容	時間短縮後の 開館・開園時間	時間短縮期間
文化会館	9:00 ~ 17:00 (夜間予約) 22:00	夜間予約を 1時間繰上げ	9:00 ~ 17:00 (夜間予約) 21:00	6月1日 ~ 6月20日
香川県県民ホール	9:00 ~ 22:00	閉館時刻を 1時間繰上げ	9:00 ~ 21:00	6月1日 ~ 6月20日
総合水泳プール (トレーニングマシンルーム以外)	10:00 ~ 22:00 (日祝) 17:00	閉館時刻を 1時間繰上げ (日祝除く)(※)	10:00 ~ 21:00 (日祝) 17:00	6月1日 ~ 6月20日

(※) 予約済みのもものは対象外とする。

(4) 新規予約の受け付けを停止する施設 (32施設)

施設名	新規予約受け付け停止日
文化会館	6月5日(土)・6日(日)・ 12日(土)・13日(日)・ 19日(土)・20日(日)
香川県県民ホール	
情報通信交流館 (e-とぴあ・かがわ) (レンタルスペース)	
文書館	
香川国際交流会館 (アイパル香川)	
香川県社会福祉総合センター	
香川県社会福祉総合センター (ボランティア・男女共同参画交流室)	
かがわ総合リハビリテーションセンター (福祉センター)	
香川県青年センター	
香川県産業交流センター (サンメッセ香川)	
地域職業訓練センター	
瀬戸大橋記念公園 (球技場・マリンドーム・ターゲットバードゴルフ場)	
香川県栗島海洋記念公園 (武道場・研修室)	
坂出緩衝緑地 (番の州球場)	
サンポート高松交流拠点施設 (国際会議場)	
サンポート高松交流拠点施設 (展示場)	
サンポート高松交流拠点施設 (多目的広場)	
サンポート高松交流拠点施設 (アート広場)	
サンポート高松交流拠点施設 (大型テント広場)	
高松港・香西地区緑地 (パークゴルフ場)	
高松港・香西地区緑地 (多目的広場)	
高松港・香西地区緑地 (芝山マリランド)	
さぬき空港公園 (イベント広場)	
香東川公園 (球技広場)	
土器川公園 (球技広場)	
丸亀高校武道館	
総合運動公園	
丸亀競技場 (トレーニングマシンルーム以外)	
総合水泳プール (トレーニングマシンルーム以外)	
県立武道館	
五色台少年自然センター	
屋島少年自然の家	

※一部(3)の施設と重複あり

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対応方針

令和2年 5月15日
 令和2年 8月21日改正
 令和2年12月8日改正
 令和3年 1月8日改正
 令和3年 3月31日改正
 令和3年 4月3日改正
 令和3年 4月19日改正
 令和3年 5月8日改正

		(1) 感染予防対策期	(2) 準感染警戒期	(3) 感染警戒期	(4) 感染拡大防止対策期	(5) 感染拡大防止集中対策期	(6) 緊急事態対策期	
県内の感染状況		感染者が確認されていないか、抑制できている状態	一定数の感染者が確認されている状態	一定の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態	感染者が拡大している状態	感染者が急増している状態	爆発的な感染の拡大が続いている状態（国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定）	
移行基準	感染の状況	①直近1週間の累積新規感染者数（直近1週間の人口10万人当たりの累積新規感染者数）	—	5人程度以上（0.5人以上）	24人程度以上（2.5人以上）	48人程度以上（5人以上）	96人程度以上（10人以上）	239人程度以上（25人以上）
		②感染経路不明者数の割合	—	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上
		③直近1週間と先週1週間の比較	—	—	—	—	直近1週間が先週1週間より多い	直近1週間が先週1週間より多い
	医療提供体制等の負荷	④医療のひっ迫具合（入院医療）	—	—	—	—	確保病床の使用率20%以上 入院率40%以下	確保病床の使用率50%以上 入院率25%以下
		④医療のひっ迫具合（重症者用病床）	—	—	—	—	確保病床の使用率20%以上	確保病床の使用率50%以上
		⑤療養者数（人口10万人当たりの全療養者数※）※入院者、自宅・宿泊療養者等を含めた数	—	—	—	—	143人程度以上（15人以上）	287人程度以上（30人以上）
監視体制	⑥直近1週間のPCR陽性率	—	—	—	—	5%以上	10%以上	
解除の判断基準		—	解除にあたっては、新しい対策期に入ってから、一定期間（少なくとも2週間）経過後、新規感染者が減少傾向になっている状態で、①～⑥の指標等を踏まえ総合的に判断					
○各対策期への移行に当たっては、医療提供体制、監視体制（検査・相談等の件数）、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況に加え、国において示す早期探知のための指標などを総合的に判断。また、警戒を強める際は、感染の傾向、濃厚接触者の状況、感染地域の状況等を踏まえ、移行基準より早めの移行も検討 ○県独自の「感染警戒宣言」、「緊急事態宣言」は、感染状況等に応じて適時に発出を検討 ○国から特措法に基づく新たな考え方が示された場合には改訂を検討								
共通事項（※1 ※2）		3密の回避やマスクの着用など「新しい生活様式」の実践、「かがわコロナお知らせシステム」・「接触確認アプリ（COCOA）」のインストール・積極的活用						
対応方針	県民への要請等	【法に基づかない協力依頼】 ①不要不急の感染拡大地域への移動は慎重に検討 ②発熱の症状がある場合は、外出を控える ③「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控える	（1）の対策の徹底	【法 24⑨による要請】 ・（1）の対策の徹底に加え、国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	【法 24⑨による要請】 ・（1）②③の対策の徹底に加え、不要不急の外出・移動は、県内外を問わず慎重に検討。国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	【法 24⑨又は法 31 の 6②による要請】 ・（4）の対策に加え、他都道府県の感染状況等も踏まえ、県外への移動自粛の要請を検討 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、時短要請した時間以降、飲食店に出入りしないよう要請することを検討	【法 24⑨、法 31 の 6②又は法 45①による要請】 ・県内での外出自粛の要請を検討 ・県外への移動自粛の要請を検討 ・「緊急事態宣言対象区域」等となった場合には、「緊急事態措置」等として、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛（特に夜間の自粛の徹底）について要請を検討	
	事業者への要請等	【法に基づかない協力依頼】 ・「業種別ガイドライン」等の徹底、遵守様式の掲示 ・在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤の推進 ・座席間確保や執務オフィスの分散		【法 24⑨による要請】 ・（1）の対策の強力な推進	【法 24⑨による要請】 ・（3）の対策と同様	【法 24⑨又は法 31 の 6①による要請】 ・（3）の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、飲食店に対する時短要請を検討	【法 24⑨、法 31 の 6②又は法 45①による要請】 ・（5）の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、飲食店に対する時短要請等を検討	
	イベント等の開催（※3）	【法に基づかない協力依頼】 ・「催物（イベント等）の開催に当たっての留意事項」や「新しい生活様式」、「業種別ガイドライン」等に基づく適切な感染防止対策の徹底を前提に開催		【法 24⑨による要請】 ・（2）の対策と同様	【法 24⑨による要請】 ・（2）の対策と同様	【法 24⑨又は法 31 の 6①による要請】 ・（2）の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、国の方針を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を検討	【法 24⑨、法 31 の 6②又は法 45①による要請】 ・（5）の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、国の方針を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を検討	
	県有施設等における対応	・適切な感染防止対策を講じた上で開催		・（2）の対策と同様	・（2）の対策と同様	・（2）の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、時短を検討	・（5）の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、時短等を検討	
○各対策期における措置の実施の要否に当たっては、医療提供体制、監視体制（検査・相談等の件数）、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定 ※1 対策期に応じて、特措法による要請の適用 ※2 時短等を要請する場合は、県内の感染状況や基本的対応方針等を考慮して判断 ※3 イベント等の開催については、国の基本的対応方針等を踏まえ、屋内外の別を考慮して、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率等を総合的に判断 ○他の都道府県において国の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発出された場合は、基本的対応方針や対象区域における対策等を踏まえ、本県の対応を検討								

飲食店への営業時間短縮の再延長要請

資料 3 - 1

1 実施期間(再延長期間)

令和3年6月1日(火)午前0時

～ 6月14日(月)午後12時

2 対象区域

県内全域

3 根拠

特措法第24条第9項

4 対象

香川県内において、
食品衛生法に基づく営業許可を得て、
店舗を有し、
飲食店又は喫茶店の営業を行う
法人又は個人事業主

- ✓ 小売りを営業主体とする場合や
テイクアウト専門店等は除く

5 要請の内容

- ・夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の協力要請
- ・営業時間は、午前5時から午後9時までに限る
- ・酒類提供は、午後8時までに限る

飲食店を経営されている皆様には、これまでのご協力に心から感謝いたします。長期間にわたる要請となり、大変ご迷惑をおかけしますが、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

香川県営業時間短縮協力金（第4次）

資料3-2

<要件>

営業時間短縮要請の再延長にあたり、「再延長期間」を通して(※)

【令和3年6月1日(火)午前0時～6月14日(月)午後12時】

- ・営業時間は、午前5時から**午後9時まで**とすること
- ・酒類提供は、**午後8時まで**とすること

にご協力いただいた飲食店

※定休日を除き、一日でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の支払い要件を満たしませんので、ご注意ください。

※深夜営業をされている店舗について、6月1日(火)午前0時から午前5時までの間に営業した場合は、協力金の支払い要件を満たしません。

※通常の営業時間が午前5時から午後9時までの時間帯内の場合は、対象となりません。

●支払い額

[中小企業]

前年度又は前々年度の1日当たりの**売上高**に応じて
2万5千円～7万5千円/日

- ・1日当たりの売上高が8万3,333円以下の場合
→ 一律2万5千円/日を支払い
- ・1日当たりの売上高が8万3,333円超の場合
→ 1日当たりの売上高×0.3（上限7万5千円/日）

[大企業] ※中小企業においてもこの方式を選択可

前年度又は前々年度からの1日当たりの**売上高の減少額**の4割

- ・上限20万円/日 又は 前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3 のいずれか低い額

※制度詳細は、現在、検討中につき、後日公表します。

※申請店舗の外観・内観の写真（営業している事実、店休日、時短営業・感染防止対策等の事実が確認できるもの）が必要となります。

かがわ安心飲食店認証制度（案）

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、安心して飲食を楽しんで頂くため、感染防止対策に取り組む飲食店を県が認証する制度です。

- 飲食店等からの申請を受け、県が基準に基づき現地確認のうえ、認証します。
- 認証施設には、認証ステッカーを交付し、Web サイトで公開します。
- 認証取得に要した経費を補助する制度も設けています。

対象事業者

香川県内において、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業許可を得た店舗を有し、飲食店又は喫茶店の営業を行う法人又は個人事業主

※宅配専門店、テイクアウト専門店、キッチンカー等は対象外になります。

認証までの流れ

【1 申請】

郵送または電子申請（Web サイト開設予定）で申請してください。

【2 現地確認】

調査員が現地で認証基準に適合しているかを確認します。

※現地確認の際は、事前連絡の上、訪問します。

【3 認証】

認証基準に適合していることが確認できたら、後日認証ステッカーを交付します。

認証を受けると

安心してご利用できるお店であることをアピールできます。

- ・認証ステッカーを交付します。
- ・Web サイトで認証店のリストを公開します。
- ・その他、認証取得のメリットを検討しています。

認証基準のポイント（国から示されている必須項目）

- ・店内入口に消毒設備を設置し、入場時に必ず、従業員が来店者に呼びかけ、手指消毒を実施する。
- ・飲食時以外はマスク着用を周知するとともに、定期的な手洗い・手指消毒を要請する。
- ・テーブルの間は、相互に対人距離が 1 m 以上確保するか、アクリル板（目を覆う程度の高さ以上のものを目安）、で遮蔽する。
- ・テーブル内の配置について、真正面での着座配置をせず、座席の間隔を 1 m 以上確保するか、テーブル上にアクリル板等を設置（正面及び隣席との間）して遮蔽する。
- ・換気設備により必要換気量（一人あたり毎時 30 m³）を確保する。窓の開放による換気の場合は、1 時間当たりの換気回数を 2 回以上確保するなど十分な換気を行う。

受付開始

令和 3 年 6 月 14 日（予定）

（お問い合わせは同日開設予定のコールセンターで対応します）

※制度の詳細については、現在、検討中のため、後日公表します。

かがわ安心飲食店認証取得補助金（案）

香川県内の飲食店又は喫茶店において、「かがわ安心飲食店認証」を取得した事業者の、認証取得に要した感染防止対策の経費について、一部補助します。

対象事業者

以下の①、②を全て満たす事業者が対象となります。

- ① 香川県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店の営業を行う法人又は個人事業主であること。
- ② かがわ安心飲食店認証を取得した店舗を有し、当該店舗において、認証基準に基づいた感染防止の取組みを行っており、今後も営業を継続する意思を有すること。

補助上限額

店舗の延床面積に応じて上限額を設定：平均20万円

対象経費

以下の①～③を全て満たす経費が対象となります。

- ① 認証を取得するために要した経費
- ② 令和3年4月4日以降に納品され、支払いが全て完了した経費
- ③ 支出証拠書類によって、購入内容、数量、金額及び支払日が確認できる経費

対象経費区分	主な内容
基本的な感染防止対策に係る経費 (補助率10/10)	(対面・接触・飛沫防止) アクリル板・パーティション、使い捨て手袋、マスク 等 (消毒・滅菌・洗浄) 手指消毒液、消毒液スタンド 等
その他の感染防止対策に係る経費 (補助率3/4)	(対面・接触・飛沫防止) キャッシュレス決済端末、熱感知カメラ(サーモグラフィ)、非接触式体温計 等 (換気) 換気設備、サーキュレーター、二酸化炭素濃度測定器 等

申請受付開始

令和3年6月14日（予定）

（お問い合わせは同日開設予定のコールセンターで対応します）

※制度の詳細については、現在、検討中のため、後日公表します。

医療提供体制の整備について

1. 病床確保計画の変更

209床 ⇒ 215床（5月10日から） ⇒ 230床（5月27日から）

2. その他の体制整備

① 宿泊療養施設

新たに1棟（100室）を運用開始 ⇒ 201室（5月4日から）

② 自宅療養

パルスオキシメーターの貸し出し、健康観察の実施、食料等の提供 等

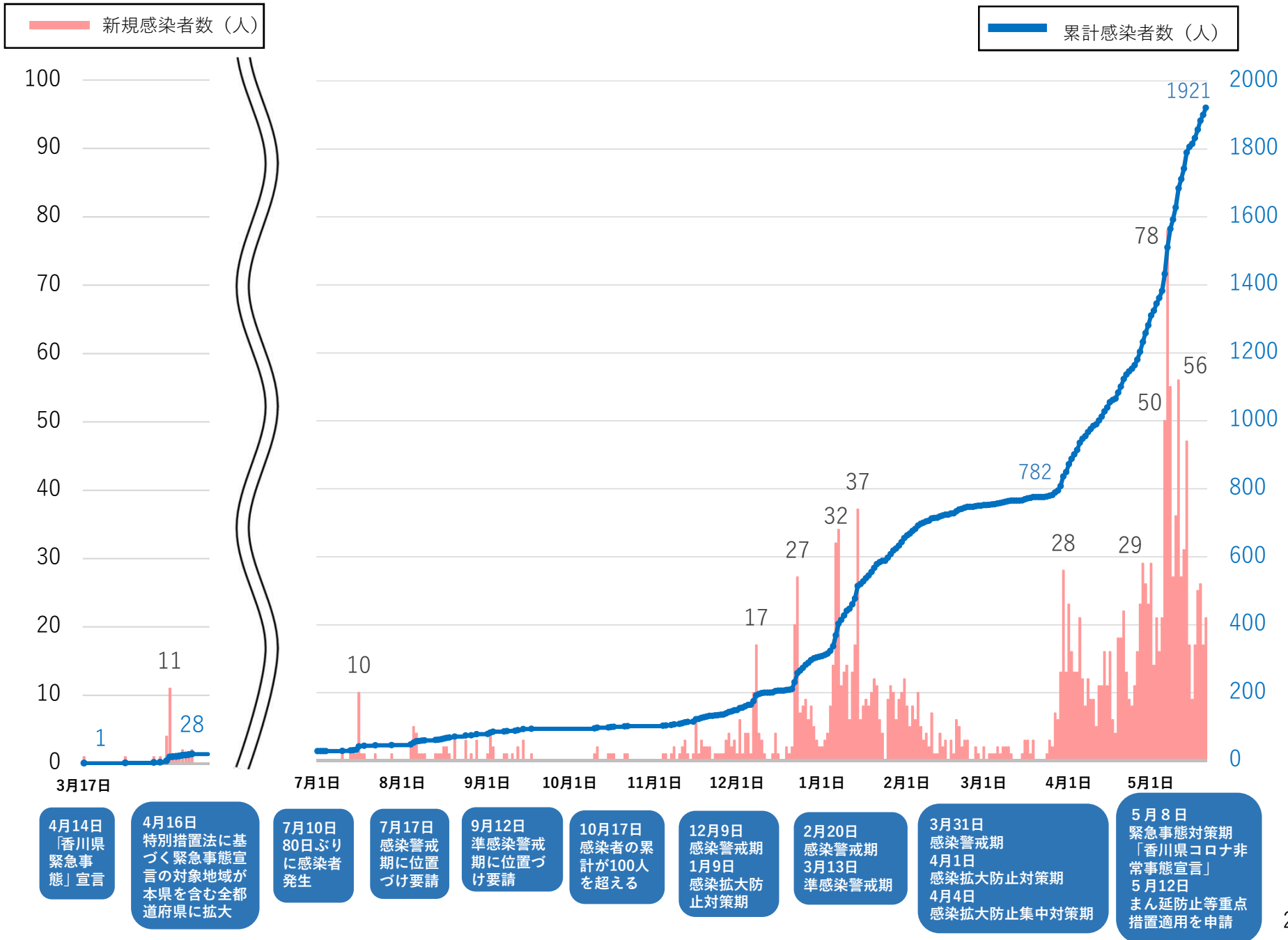
③ 確保病床の効率的・効果的な運用

急性期を過ぎた患者の受け入れ先の確保 等

新型コロナウイルス感染症による 県内経済等の状況

香川県新型コロナウイルスにかかる経済・雇用対策WT報告書
令和3年5月28日

1 県内の感染状況（令和2年3月17日～令和3年5月21日）



2 県内の医療提供体制、検査体制（令和3年5月21日時点）

医療提供体制

○ 受入確保病床数：215床
（うち、重傷者用26床）

確保病床数推移

	病床数（うち重症者用）
2020.8月～	185(25)
2020.10月～	196(26)
2020.11月～	199(26)
2021.2月～	209(26)
2021.5月～	215(26)

○ 宿泊施設確保数：201室
（2021.5月100室増室）

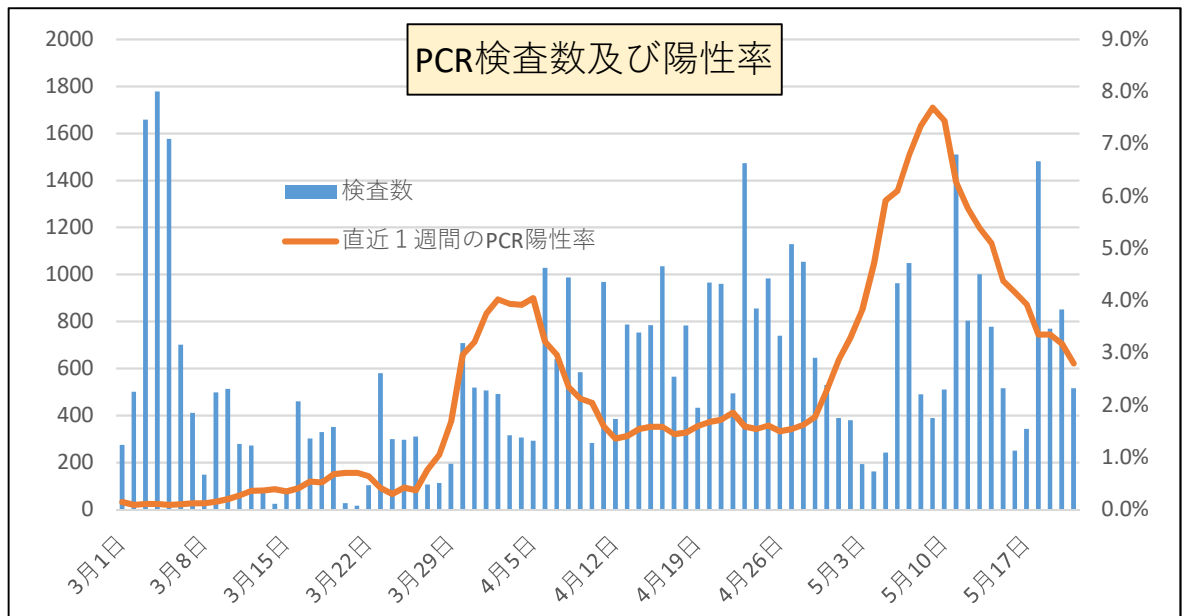
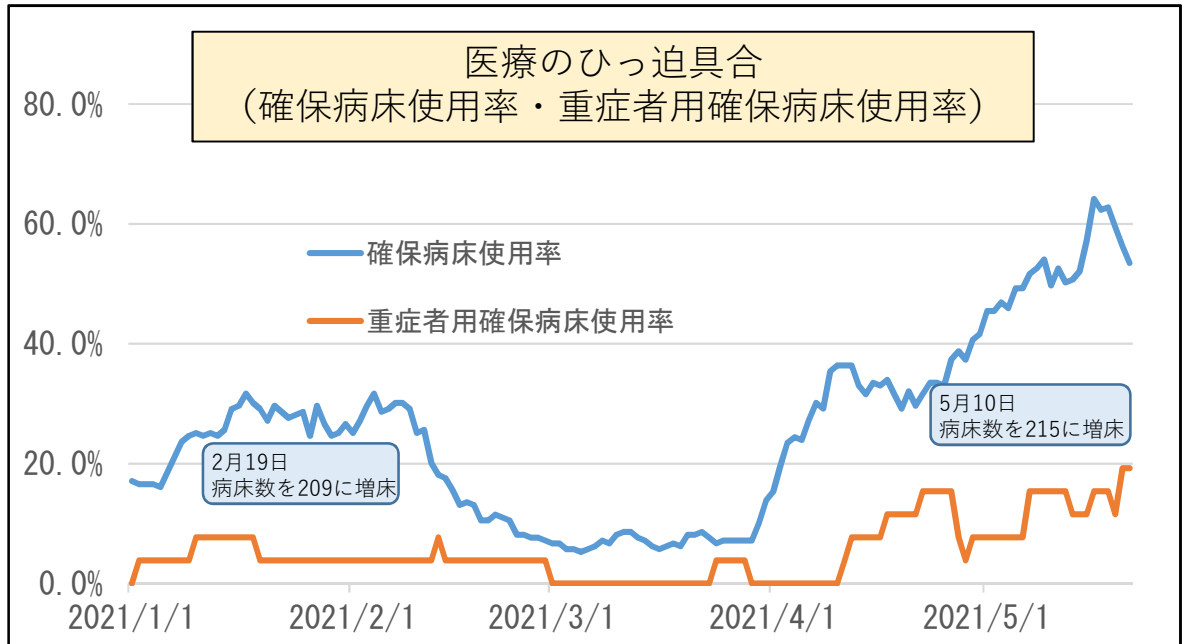
※5月21日時点

検査体制

○ 診察・検査医療機関：270箇所

○ 地域外来・検査センター：6箇所
（高松市、丸亀市、大川地区、
綾歌地区（綾川町）、坂出市・
宇多津町、三豊地区）

※5月21日時点



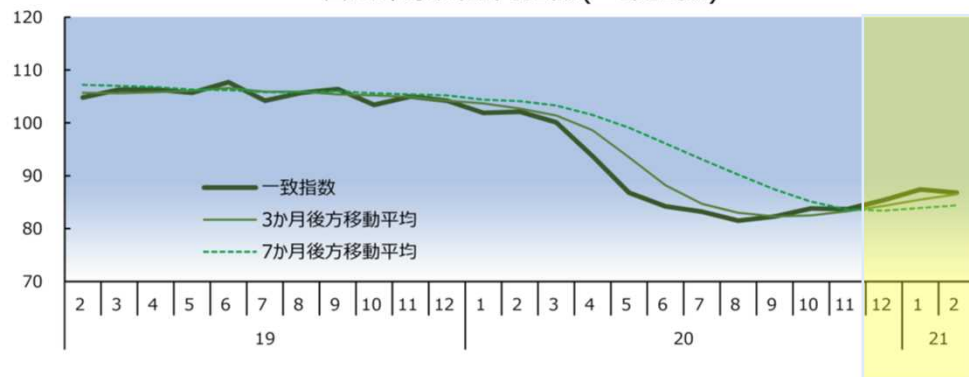
3 景況判断

景況判断について、香川県の地域情勢では、1月から4月まで「新型コロナウイルス感染症の影響により、弱さを残しつつも、一部に持ち直しの動きがみられる」との景況判断を据え置いている。

また、香川県景気動向指数（一致指数）を見ると、令和2年9月から令和3年1月にかけて緩やかに上昇している。2月は下降しているが減少幅は緩やかである。

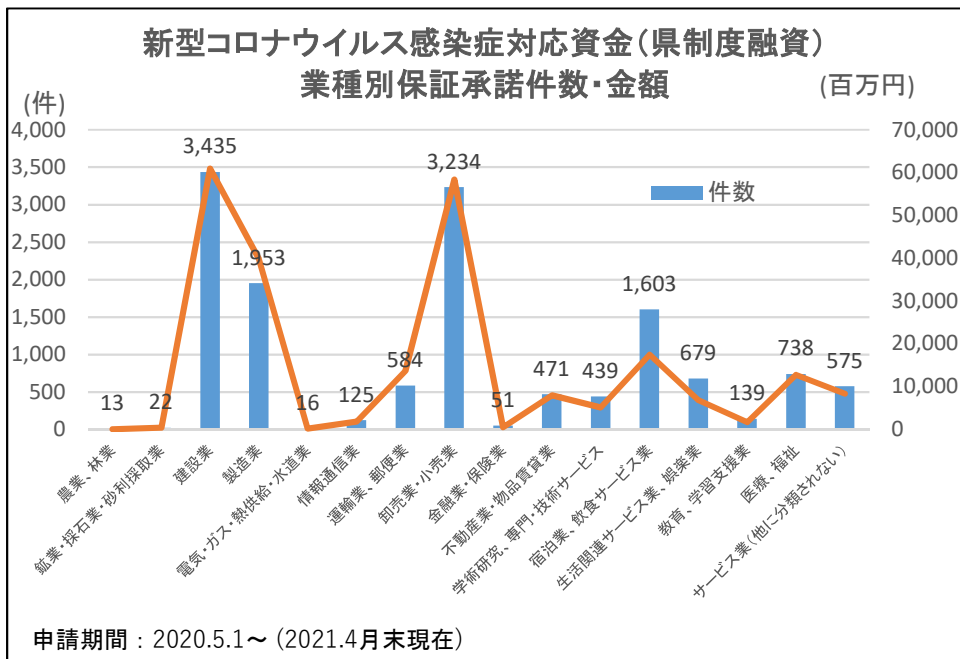
香川県	1月	2月	3月	4月
香川県の地域情勢	新型コロナウイルス感染症の影響により、弱さを残しつつも、一部に持ち直しの動きがみられる	同左	同左	同左
金融経済概況 (日本銀行高松支店)	持ち直しに向いつつあるが、このところ一部に足踏み感がみられている	同左	同左	基調としては持ち直しに向かっているが、新型コロナウイルス感染症の影響から、個人消費では弱い動きに広がりが見られる
全国	1月	2月	3月	4月
月例経済報告 (内閣府)	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる	同左	同左

香川県景気動向指数(一致指数)



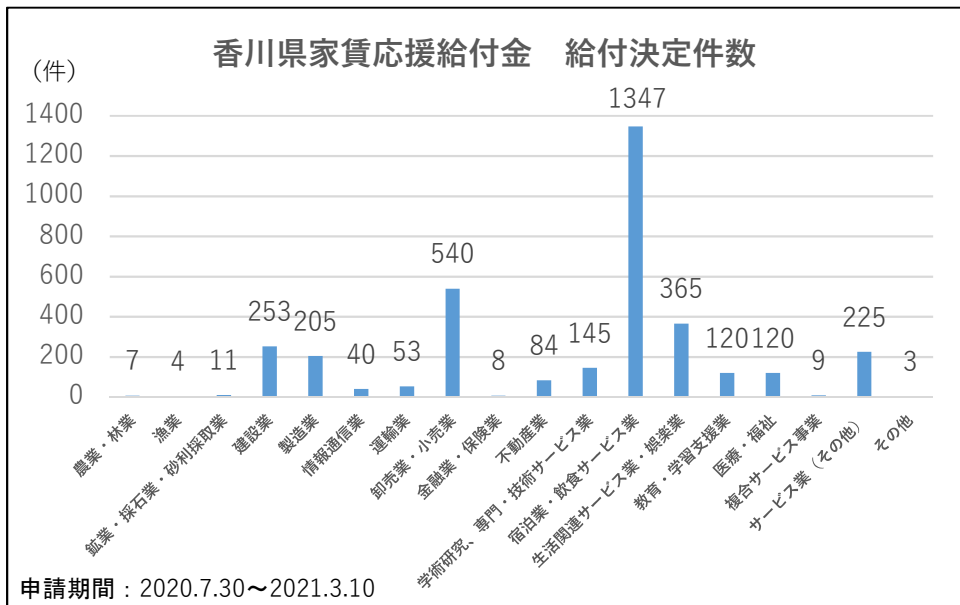
	2020年				2021年	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月
一致指数	82.3	83.8	83.7	85.4	87.4	86.8
前月差	0.80	1.50	▲ 0.10	1.70	2.00	▲ 0.60
3か月後方移動平均	82.3	82.5	83.3	84.3	85.5	86.5
前月差	▲ 0.64	0.20	0.74	1.03	1.20	1.03
7か月後方移動平均	87.4	85.1	83.6	83.4	83.9	84.4
前月差	▲ 2.83	▲ 2.33	▲ 1.43	▲ 0.20	0.46	0.51

4 経済支援策の状況



「新型コロナウイルス感染症対応資金(県制度融資)」の保証承諾件数・総額は、2020年5月から2021年4月末までで14,077件、約2,364億円であり、建設業、卸売業・小売業、製造業、宿泊業・飲食サービス業が多い。「香川県家賃応援給付金」の給付決定件数・総額は、3,539件、約2億7千万円で、宿泊業・飲食サービス業、卸売業・小売業、生活関連サービス業・娯楽業が多い。「香川県持続化応援給付金」の給付総額は約52.6億円となった。

このほか、「香川県前向きに頑張る事業者を応援する総合補助金」の募集に対して、2,909件、約73億円の事業申請があり、1,565件、約30億円の事業を採択した。



香川県営業継続応援金 (申請期間：2021.4.27～2021.6.15)

5月21日時点	申請件数 (件)	給付金額 (千円)
合計	1,805	319,168

香川県持続化応援給付金 (6月2日～3月10日の累計)

	申請件数 (件)	給付金額 (千円)
合計	26,334	5,265,600

香川県前向きに頑張る事業者を応援する総合補助金 採択件数・金額 (募集期間:2020.7.14～2020.8.13)

	採択件数 (件)	採択金額 (千円)
合計	1,565	2,999,645

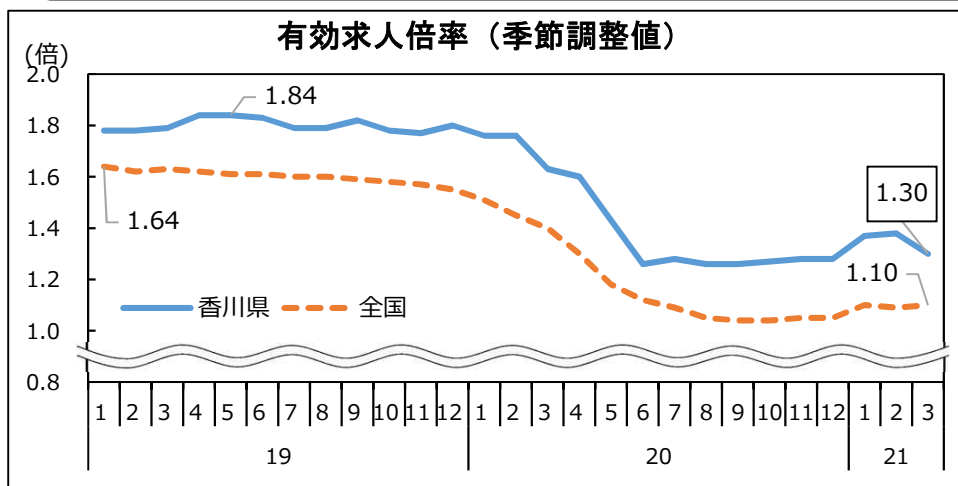
新型コロナウイルス関連経営相談窓口 相談件数 (かがわ産業支援財団)
1,280件 (2020.5.7～2021.5.20時点)

5 雇用等の状況

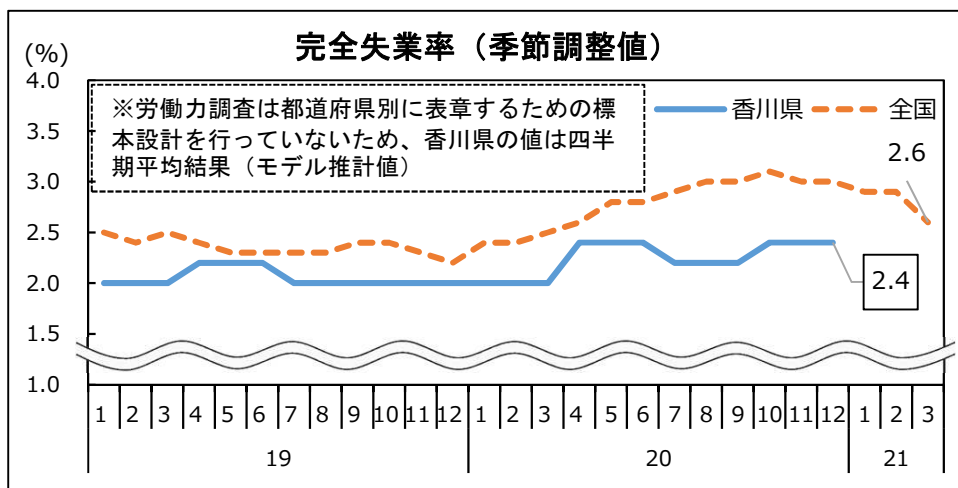
県内の有効求人倍率は、感染拡大前と比較して、依然低い水準で推移している。香川労働局は、本年3月の雇用情勢判断について、「求人が求職を上回って推移しているが、求人が大幅に減少しており、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある」とし、昨年5月以降11か月連続で据え置いている。

県内の完全失業率は、感染拡大以前と比較して微増しており、新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等見込み労働者数の累計は、全国では約10万2千人にのぼり、本県では418人となっている。

生活福祉資金特例貸付の貸付実績は2020年3月から2021年4月末までで、主に休業された方向けの緊急小口資金が6,459件、約12億円、主に失業された方向けの総合支援資金が3,694件、約17億円となっている。



香川労働局「労働市場の動向」より



総務省統計局「労働力調査」より

解雇等見込み労働者数 (累計数) の大きな上位10業種 (全国累計、2020.1.31~2021.4.23 現在集計分)

	(人)
全体	102,153
製造業	22,726
小売業	13,504
飲食業	12,495
宿泊業	11,731
卸売業	6,153
労働者派遣業	5,663
サービス業	5,585
道路旅客運送業	3,802
運輸業	3,378
娯楽業	3,375

うち、
香川県は、418名
(内訳は非公表)

厚生労働省
「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について」より

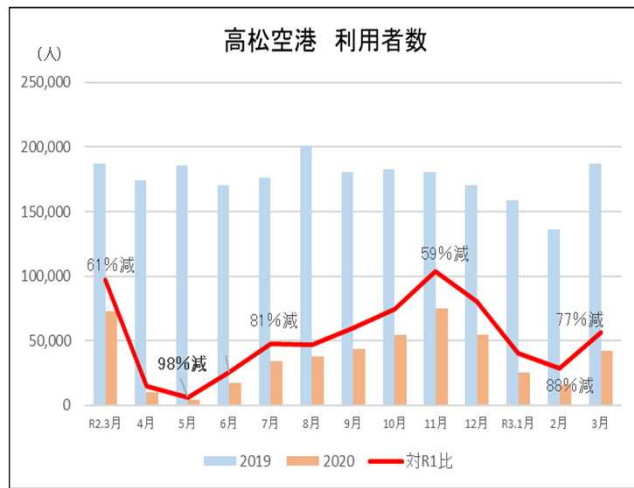
生活福祉資金特例貸付の貸付実績

	緊急小口資金	総合支援資金	合計
貸付件数	6,459件	3,694件	10,153件
貸付金額	1,206,860千円	1,705,445千円	2,912,305千円

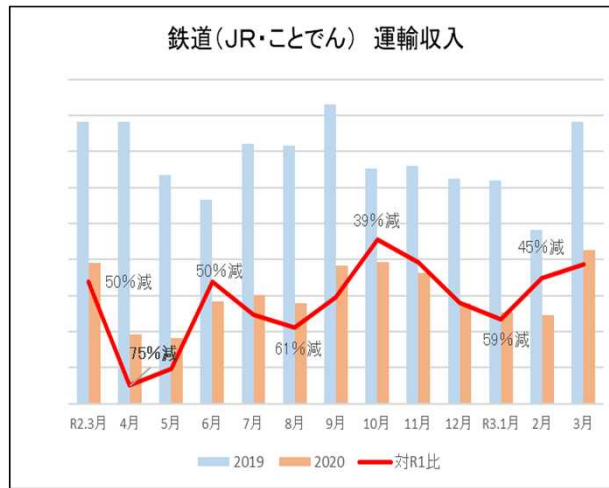
2020年3月25日~2021年4月末現在

6 交通事業者の状況

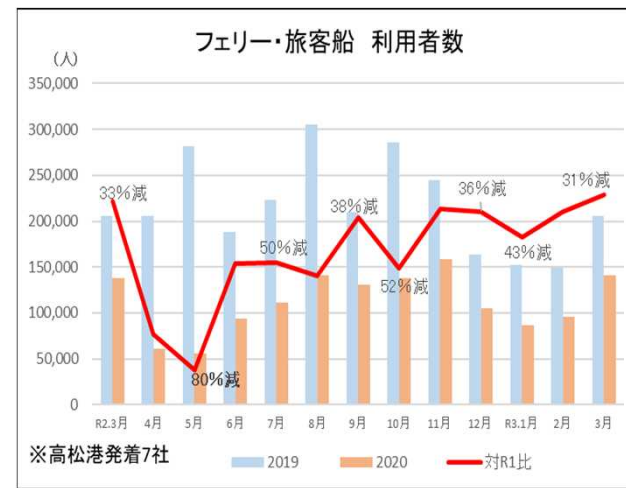
県内公共交通機関の利用者数や運輸収入については、昨年4、5月を底に10、11月頃にかけて回復傾向にあったが、利用者数等は年間を通じて対前年比を上回ることがなく、交通事業者の経営状況は、依然として厳しい状況にある。



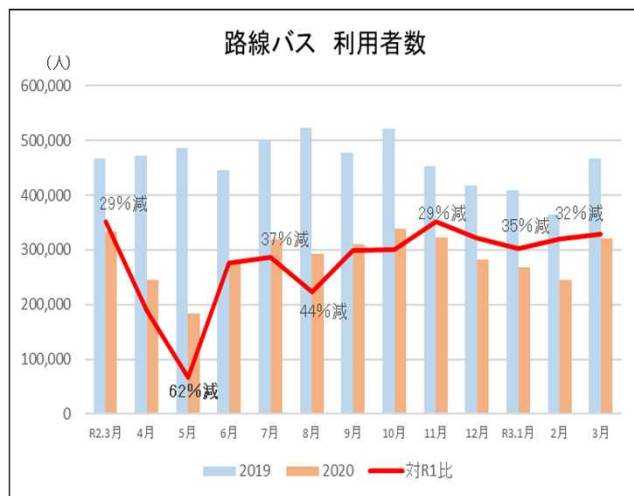
高松空港株式会社資料より



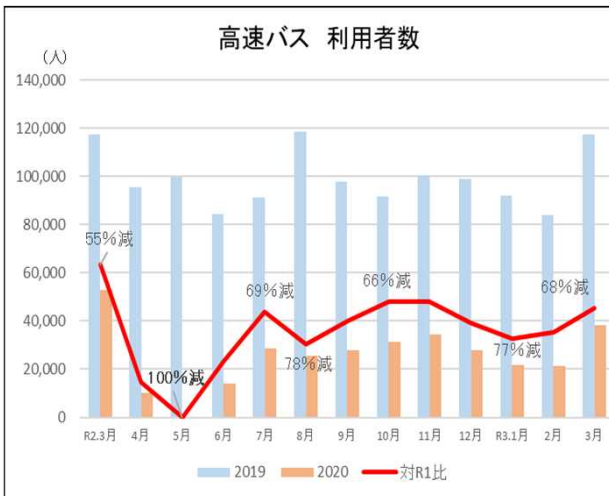
JR四国、ことでん資料より



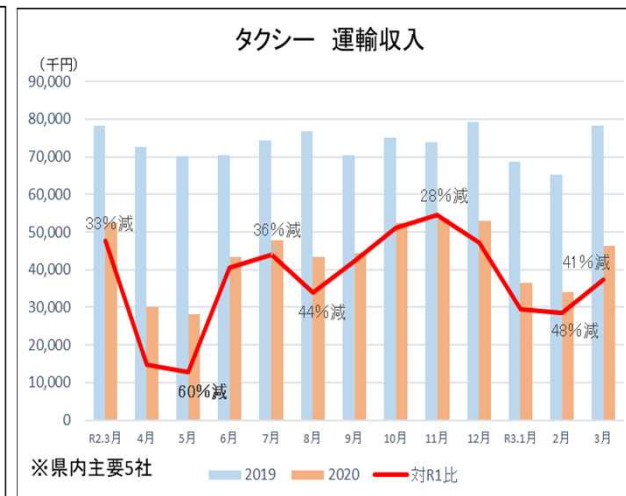
港湾調査(速報値)より



香川県バス協会資料より



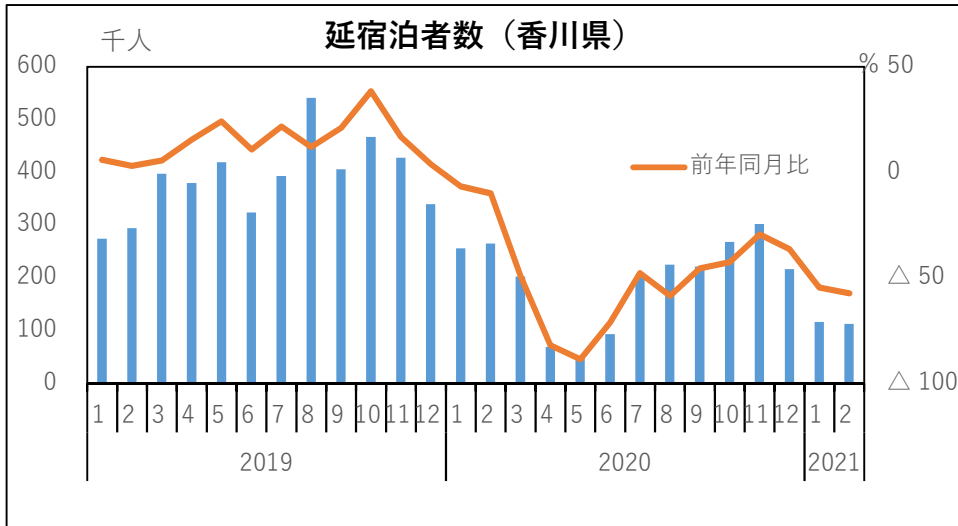
香川県バス協会資料より



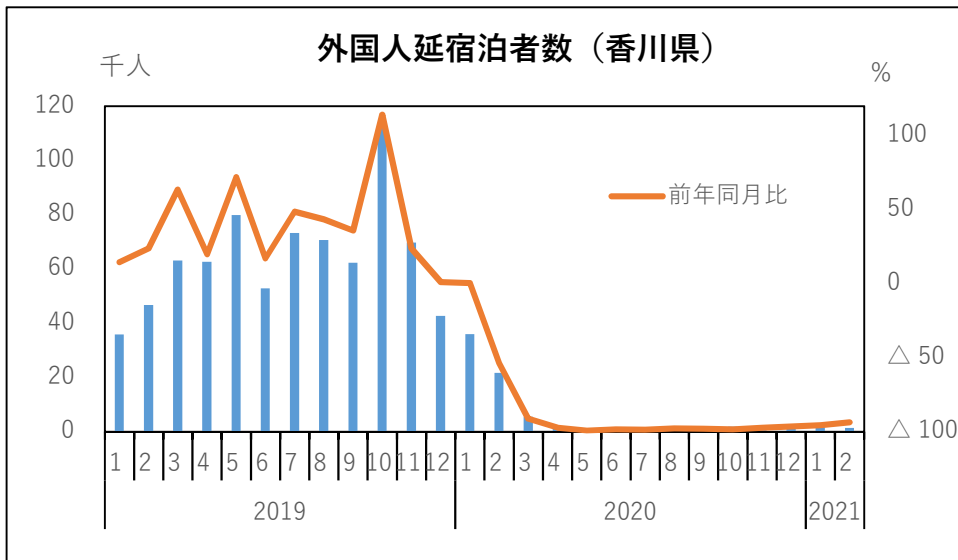
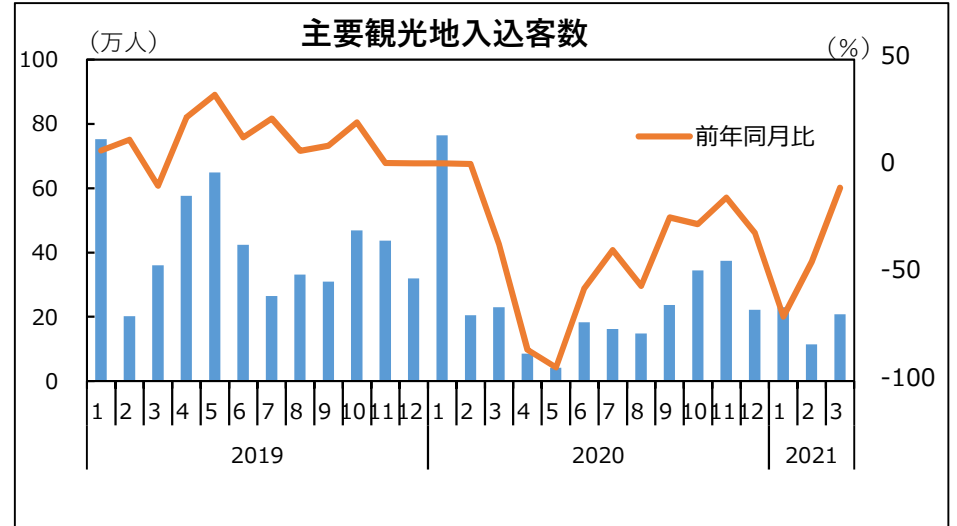
香川県タクシー協同組合資料より

7 観光関係

県内の延宿泊者数や主要観光地入込客数は、県民等を対象にした宿泊助成事業等により、昨年5月を底に11月まで回復傾向にあったが、昨年12月から減少に転じている。延宿泊者数は、前年同月比で5割程度で推移している。また、外国人延宿泊者数は、依然として大きく落ち込んだままである。



「宿泊旅行統計調査」(観光庁)より



「宿泊旅行統計調査」(観光庁)より

県内宿泊助成事業の状況

(1) うどん県泊まって癒され再発見キャンペーン
 ○実施期間 2020年6月19日～7月31日宿泊分
 ○助成実績 28,261人泊
 1億6千4百万円

(2) うどん県泊まっかがわ割
 ○実施期間 2020年8月1日～2021年6月30日宿泊分
 ※2020年のGW(4/29～5/4)期間中は適用除外
 ※2020年12月28日～2021年2月19日の間の
 新規・既存予約の適用停止
 ※2021年の4月4日～5月31日の間の新規予約の適用停止
 ※2021年の5月17日～5月31日の間の既存予約の適用停止
 ○予算総額 2億2千万円

9 総括

- 景況判断について、香川県の地域情勢では、1月から4月まで「新型コロナウイルス感染症の影響により、弱さを残しつつも、一部に持ち直しの動きがみられる」と据え置かれている。
- 各種の経済支援策の利用状況からは、幅広い業種において、経営への影響が続いており、業種別では、卸売業・小売業や製造業、宿泊業・飲食サービス業などへの影響が大きいと考えられる。
- 雇用関係では、求人が求職を上回って推移しているが、求人が大幅に減少しており、昨年6月を底として、ほぼ横ばい状態で推移している。
- 公共交通の利用状況は、昨年4、5月以降11月頃までは回復傾向にあったものの、12～2月には再度減少に転じており、3月から回復傾向にある利用者数の動向を注視する必要がある。いずれにせよ、令和元年度と比較すると低い水準で推移している。
- 観光関係では、延宿泊者数や主要観光地入込客数は、県民等を対象にした宿泊助成事業等により、5月を底に回復傾向にあったが、11月をピークに減少傾向にある。外国人延宿泊者数は、依然として大きく落ち込んだままである。



- 感染状況には一定の減少傾向がみられるものの、依然として予断を許さない状況であり、当面の対策として、事業者の方々に感染症対策の徹底を促すとともに、消費需要を喚起し、県内経済の回復に向けた対策に取り組む必要がある。
- 感染拡大を契機とした社会変革の動向・県民ニーズの変化等や、ワクチン接種の実施状況等を踏まえた施策展開について、検討を進める必要がある。

10 予算（その1）

■新型コロナウイルス感染症への対応予算（令和元年度2月補正～令和2年度2月追加補正まで）（単位：百万円）

項目	令和元年度			令和2年度								
	2月補正	3月補正 専決	4月補正	専決	6月補正 当初提案	追加提案	8月補正 専決	9月補正	11月補正	1月補正 専決	2月補正 当初提案	追加提案
予算総額	3	281	4,203	3,010	3,488	14,381	2,300	16,206	5,468	81	1,631	▲ 3,227
1 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	3	49	2,425		1,866	9,528		14,742	3,144	81	244	▲ 3,065
① 相談体制の強化			4		39			24			4	19
② 衛生用品の確保等		36	294		78	101		84			9	▲ 219
③ 検査体制の強化	2		84		27			56	198			▲ 7
④ 医療提供体制の整備・強化	1		646		1,676	6,532		12,286	2,946		111	▲ 1,829
⑤ 学校の臨時休業を円滑に進めるための環境整備		13	295		1							▲ 215
⑥ 福祉サービス提供体制の確保			55		34	2,811		2,289		81	29	▲ 659
⑦ 休業要請等への協力促進			1,003									▲ 64
⑧ 情報発信の強化			17		10							▲ 4
⑨ その他			27		1	84		3			91	▲ 87
2 雇用の維持・事業の継続			1,312	3,010	22	3,347		21	2,100		198	293
① 雇用の維持			630		12	35		3				▲ 595
② 事業者の資金繰り対策			680			1,297		18			192	▲ 797
③ 事業継続支援			2	3,010	10	2,015			2,100		6	1,685
3 県民の生活支援		232	449			805		951			941	▲ 19
① 生活支援		232	449			766		950			941	▲ 9
② 修学継続支援						39		1				▲ 10
4 学校の再開・学びの保障						168		4			3	▲ 15
① 教育体制の緊急整備						151		3				▲ 10
② 部活動の再開支援						17						▲ 5
③ その他								1			3	
5 地域経済の回復・活性化					1,199	436	2,300	395			127	▲ 360
① 事業者のチャレンジ支援					705		2,300					▲ 146
② 飲食業の支援					80							
③ 食品産業の支援					23							
④ 県産品の販売促進					4			12				▲ 2
⑤ 農畜水産業の支援					387			64				▲ 188
⑥ 観光産業の支援						421		5				
⑦ 文化芸術活動・イベント等の支援						15						▲ 4
⑧ 公共交通機関の支援								311			127	▲ 19
⑨ 林業の支援								3				▲ 1
6 感染症に強い社会・経済構造の構築			17		401	97		93	224		118	▲ 61
① 情報通信技術の普及・浸透			17		401	36		69	224		118	▲ 35
② 感染防止対策の普及・浸透						61		10				▲ 19
③ 企業の生産性向上・競争力強化・誘致								14				▲ 7

10 予算（その2）

■新型コロナウイルス感染症への対応予算（令和3年度当初～令和3年度4月追加補正まで）

（単位：百万円）

項目	令和3年度				合計	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	当初	4月補正						
		専決	当初提案	追加提案				
予算総額	10,546	2,442	1,919	2,253	64,985	284	47,541	17,160
1 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	7,302	2,442	1,091	2,253	42,105	52	28,965	13,088
① 相談体制の強化	67				157		90	67
② 衛生用品の確保等	161				544	36	347	161
③ 検査体制の強化	266		72		697	2	358	338
④ 医療提供体制の整備・強化	6,649				29,018	1	22,368	6,649
⑤ 学校の臨時休業を円滑に進めるための環境整備					94	13	81	
⑥ 福祉サービス提供体制の確保	52		9		4,701		4,640	61
⑦ 休業要請等への協力促進		2,442		2,253	5,634		939	4,695
⑧ 情報発信の強化	11				34		23	11
⑨ その他	96		1,010		1,226		119	1,106
2 雇用の維持・事業の継続	2,744				13,047		10,303	2,744
① 雇用の維持	5				89		85	5
② 事業者の資金繰り対策	2,719				4,109		1,390	2,719
③ 事業継続支援	20				8,848		8,828	20
3 県民の生活支援	7		828		4,194	232	3,127	835
① 生活支援	3		828		4,160	232	3,097	831
② 修学継続支援	4				34		30	4
4 学校の再開・学びの保障	63				223		160	63
① 教育体制の緊急整備	63				207		144	63
② 部活動の再開支援					12		12	
③ その他					4		4	
5 地域経済の回復・活性化	254				4,351		4,097	254
① 事業者のチャレンジ支援					2,859		2,859	
② 飲食業の支援					80		80	
③ 食品産業の支援					23		23	
④ 県産品の販売促進					14		14	
⑤ 農畜水産業の支援					263		263	
⑥ 観光産業の支援	245				671		426	245
⑦ 文化芸術活動・イベント等の支援	9				20		11	9
⑧ 公共交通機関の支援					419		419	
⑨ 林業の支援					2		2	
6 感染症に強い社会・経済構造の構築	176				1,065		889	176
① 情報通信技術の普及・浸透	120				950		830	120
② 感染防止対策の普及・浸透	3				55		52	3
③ 企業の生産性向上・競争力強化・誘致	53				60		7	53

○香川県営業時間短縮協力金

・第1次

営業時間短縮要請期間：4月7日～4月20日

協力金支給額：（営業時間短縮要請に応じた日数）×4万円

受付期間：5月6日～6月15日

第1次協力金申請状況【5月21日時点】

	申請件数（件）	支払件数（件）	支払額累計（千円）
合計	2,462	631	346,320

・第2次

営業時間短縮要請期間：4月28日～5月11日

協力金支給額：（中小企業）売上高方式 1店舗1日当たり 2.5万円～7.5万円

（大企業）※ 売上高減少額方式 1店舗1日当たり 最大 20万円

※中小企業でも選択可

受付期間：5月26日～7月5日

・第3次

営業時間短縮要請期間：5月12日～5月31日

協力金支給額：（中小企業）売上高方式 1店舗1日当たり 2.5万円～7.5万円

（大企業）※ 売上高減少額方式 1店舗1日当たり 最大 20万円

※中小企業でも選択可

○上記に加え、支払い額の1割を県独自に支援

受付期間：6月中旬から受付開始予定

令和3年5月28日
経営支援課

Go To Eatキャンペーンに係る本県の対応について

飲食店への営業時間短縮の要請再延長と併せて、令和3年6月1日（火）から6月14日（月）までの期間中、午前0時から午前5時まで及び午後9時から午後12時までの時間帯について、Go To Eatキャンペーンにおける食事券及びオンライン予約ポイントの利用自粛の呼びかけを行うよう、同キャンペーンの実施主体である農林水産省に依頼します。

ただし、登録飲食店が実施するテイクアウト、デリバリーでの利用については、利用自粛の呼びかけの対象から除くこととします。



令和3年5月28日
部署名：交流推進部観光振興課
総務・誘客推進グループ
担当者：仲川、長尾
連絡先：ダイヤル 087-832-3361
087-831-1111（内線 3512）

「うどん県泊まってかがわ割」の取扱いの一部変更について

県民の皆様を対象に県内宿泊分を助成する「うどん県泊まってかがわ割」については、「感染拡大防止集中対策期」への移行に伴い、6月1日から6月20日までの間、新規予約の受付を停止します。

1 取扱いの一部変更について

- ・令和3年5月31日（月）までの宿泊に係る新規予約の受付を停止している「うどん県泊まってかがわ割」については、6月1日（火）から6月20日（日）宿泊分（6月21日（月）チェックアウト分）までの新規予約について、受付を停止します。ただし、期間中の既存予約については、割引を適用します。

2 問合せ先

【うどん県泊まってかがわ割事務局】

電話番号：087-823-5011

住所：〒760-0028 高松市鍛冶屋町7-6（JTB高松ビル4階）

営業時間：平日10:00～17:00（土日祝は休み）

公式HP：<https://www.kagawa-wari.com/>



学校における対応について

学校における感染拡大防止の徹底等を図るため、「感染拡大防止集中対策期」(6月1日～20日)の間、下記のとおり対応する旨を県立学校長に通知するとともに、市町教育委員会にも送付する。

なお、県高等学校総合体育大会(5月29日～6月12日)については、感染防止対策を徹底した上で、無観客により開催する。

記

1 感染症対策について

- 健康観察を徹底し、配慮が必要な児童生徒に対し、適切に対応すること。
- 感染の判明や濃厚接触者への特定により、長期間にわたり、出席停止となる児童生徒やその保護者に対し、学習支援や学校復帰に向けてのサポートを行うこと。
- 児童生徒に対し、本県の感染状況の資料等を活用し、感染防止対策の周知徹底を図ること。

2 部活動について

- 他校(県内外ともに)との交流(練習試合・合同練習等)を引き続き行わないこと。
ただし、全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連等が主催する大会等及び県内大会等への参加は可能とする。
なお、県外で活動した場合や県外からのチーム等と活動した場合は、帰県後または活動終了後、14日間の行動記録を取ること。
- 感染のリスクが高い活動については、慎重に検討するとともに、感染症対策を徹底して行うこと。

香川県の現状

【5/9～緊急事態対策期】

直近1週間の 累積新規感染者数	先週1週間の 累積新規感染者数
82人	158人

5月 累積新規感染者数 (5月27日現在)	4月 累積新規感染者数
701人	432人

指 標	5月27日現在
① 直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 8.6人 <直近1週間(5/21~5/27) 82人 >
② 感染経路不明者数の割合	30.5% <①の 82人 のうち感染経路不明は 25人 >
③ 直近1週間と先週1週間の比較	0.5 <先週1週間 5/14~5/20) 158人 >
④医療のひっ迫具合 (入院医療：確保病床の使用率)	49.1% <入院患者 113人 / 病床230床>
〃 (入院医療：入院率)	70.6% <入院患者 113人 / 療養者数 160人 >
〃 (重症者用病床：確保病床の使用率)	7.1% <重症患者 2人 / 病床28床>
⑤ 療養者数 (対人口10万人)	10万人当たり 16.7人 < 160人 [入院 113人、宿泊療養等 47人] >
⑥ 直近1週間のPCR陽性率	2.1% <陽性 82人 / 検査数 3822人 >

(参考) 国分科会提言 (R3.4.15) における指標及び目安	
ステージⅢ	ステージⅣ
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 25人以上
50%以上	
—	
20%以上	50%以上
40%以下	25%以下
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 30人以上
5%以上	10%以上

5月に発生した感染の特徴について

パネル1-2

5月累積新規感染者数：701人（5月1日～27日）

- 何らかの会食・外食歴のある者 201人（28.7%）
- 何らかの会食・外食歴がある者のうち飲食店を利用していた者 158人（22.5%）
- 会食・外食歴があり、飲食店を利用していた者からの二次感染の状況

（飲食店を利用していた158人の接触者・濃厚接触者として検査を受け感染が判明した者

99人
(14.1%)

- ①家族・親族：48人
- ②知人：32人
- ③職場：14人
- ④ビジネス：3人
- ⑤学校：2人

感染拡大防止

集中対策期

< 6月1日~20日 >

『医療ひっ迫警戒警報』

集客施設への働きかけ

(法によらない協力依頼)

不要不急の都道府県間の移動を抑制し、感染リスクの低減を！

特に、県外からの集客を抑制するため、ご協力をお願いいたします。

- 業種別ガイドラインを遵守徹底すること。
- ポイントデーなど、集客イベントの実施を慎重に検討すること。

集客が見込まれる県有施設等において、
対策期間中の「土曜日及び日曜日」を
休館・休園、利用自粛等とします。

パネル4

土曜日・日曜日に休館・休園する施設

栗林公園、さぬきこどもの国、
県立ミュージアム、東山魁夷せとうち美術館
瀬戸大橋記念館 など

土曜日・日曜日に利用自粛を要請する施設

公湊森林公園、琴弾公園、土器川公園 など

ご協力をお願いします！

医療ひっ迫 警戒警報

- ▶ 不要不急の外出、他の都道府県との往来は慎重に検討を。
- ▶ 21時以降の不要不急の外出は自粛を。
- ▶ 人混みを避けた行動を。
- ▶ マスクは飲食時もきちんと着用を。